



一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業を行う事を許可します。

令和8年4月1日

垂井町長 早野 博文



記

1 氏名又は名称及び代表者の氏名  
株式会社 名晃 代表取締役



2 住所又は所在地  
安八郡安八町東結1092番地の1

3 事業の範囲  
1) 取り扱う一般廃棄物の種類  
可燃物・不燃物

4 積替又は保管を行う場所、面積、保管できる量

所在地	一般廃棄物の種類	面積	保管量
行わない			

5 許可の期間 令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日

6 許可条件

- 1) 作業区域(事業所名)  
別紙のとおり
- 2) 関係法令又は諸規則を厳守すること。
- 3) 町長の指示に従うこと。

